

後期高齢者医療制度のお知らせ ～マイナ保険証への切り替えが便利です～

マイナンバーカードを健康保険証として使用すると、さまざまなメリットがあります。

特定疾病の適用や高額療養費制度の適用が受けられるようになります！



使ってみよう！
マイナ保険証

タイムラグなく最新の資格情報で医療機関が受診できます！

医療機関でより適切な医療が受けられるようになります！（※1）

（※1）特定疾病情報や薬剤情報、特定健診情報などの提供に同意が必要です。

★マイナンバーカードを保険証として利用するためには、以下2つの事前準備が必要です！

○マイナンバーカードを持っていない場合

①マイナンバーカードの発行を申請し、マイナンバーカードを取得する。
→詳しくは住民課戸籍保険グループへご相談ください。

○マイナンバーカードを持っている場合

②マイナンバーカードを保険証として利用する登録を行う。（※2）
→医療機関・薬局の受付（カードリーダー）やセブン銀行ATM、マイナポータルから登録可能です。

（※2）利用登録を行っているかどうかの確認はマイナポータルから確認できます。



マイナポータルアプリのダウンロードはこちらの二次元コードから可能です！

◆問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
または 住民課 戸籍保険グループ